

学校いじめ防止基本方針

摂津市立第五中学校
令和7年4月1日策定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

【学校教育目標】

1. 一人はみんなのために、みんなが一人のために考え、協力し、支えあえる集団を育成する。
2. 学校行事、学級活動、生徒会活動及び部活動への積極的な参加を通じて、心豊かな人間性を培う。
3. みんなが楽しく授業に参加し、わかる喜びを感じ、自ら学ぶ意欲・態度を養うために基礎・基本を確実に身につけさせ、進路に明るい展望を持たせる。

【基本理念】

すべての子どもは一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体としていかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

▼「一定の人的関係」・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。

▼「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- パソコンやスマートフォンなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる など。

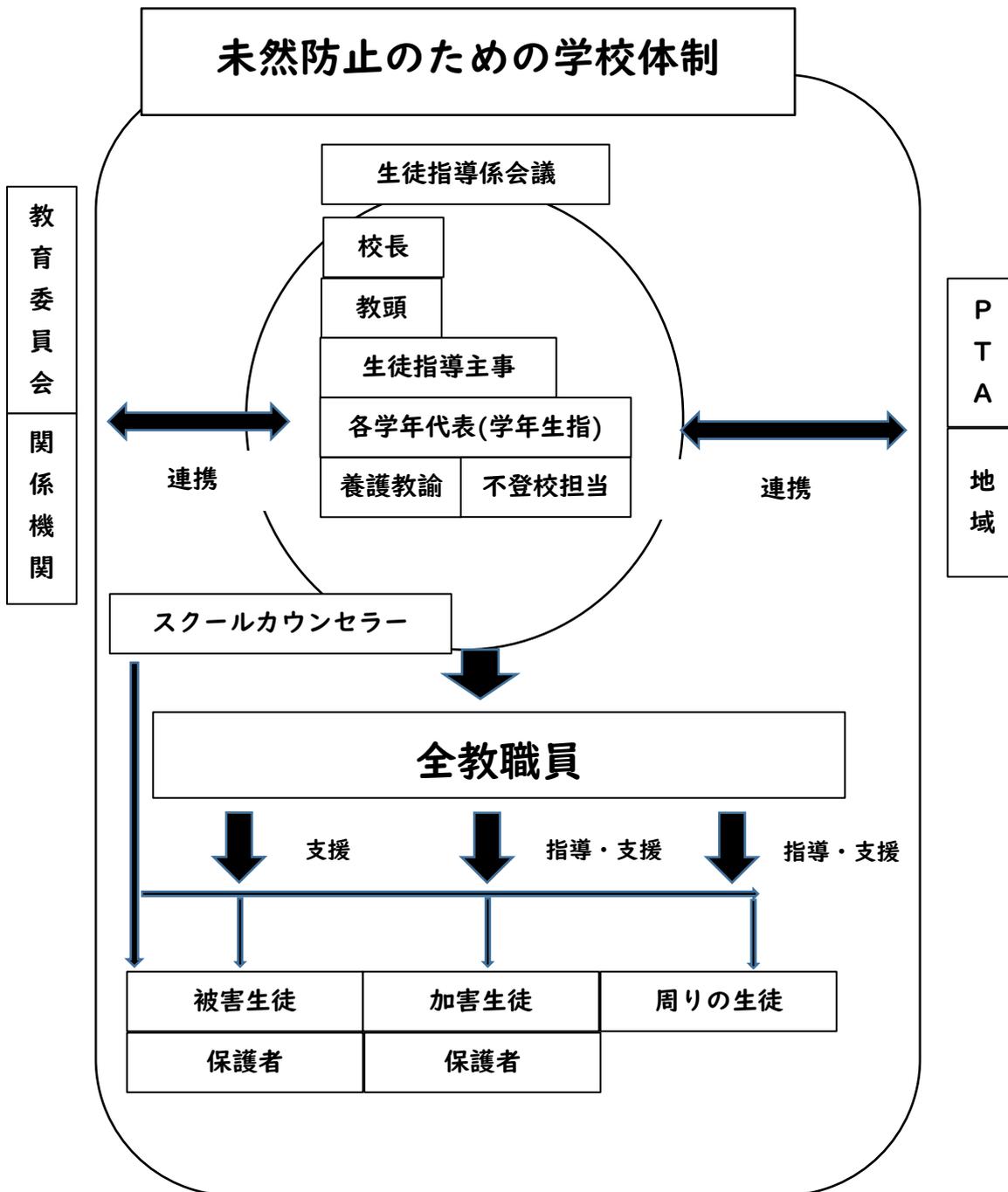
第2章 いじめ防止

【いじめ防止等のための組織】

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長 教頭 生徒指導主事 生徒指導担当 養護教諭 学年教諭
スクールカウンセラー 支援担当教諭

(3) 役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (イ) いじめの未然防止
- (ウ) いじめの対応
- (エ) 年間計画の企画と実施
- (オ) 学校いじめ防止基本方針の見直し



【いじめ防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取り組み

(1) いじめの未然防止のために

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進
- ② わかる授業づくり(授業改善の推進)
- ③ 規範意識の醸成(道徳教育の推進)
- ④ 学級活動や生徒会活動の活性化など、特別活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「大阪府いじめ防止基本方針」や「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦ 学校便りやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等についての啓発活動

(2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ① いじめ調査等の実施
 - ・生徒対象 生活アンケート 年3回(4月/9月/1月)
 - ・教育相談週間 年2回
 - ・二者懇談会/三者懇談会
- ② いじめ相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー(SC)の活用
 - ・教育相談週間の設置
- ③ 情報集約の窓口の明確化
 - ・生徒指導主事(不在時は教頭)が情報を集約
 - ・「いじめ対策委員会」で対応方針を決定

2. いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

〈活動〉

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〈開催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに生徒指導主事(不在時は教頭)に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童生徒の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめの加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害生徒・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関の連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対応し、再発防止の対処を行う。

3. 重大事案への対処

生命・心身又は重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、いじめ対策委員会を緊急開催し、方針に従い速やかに対応を行う。

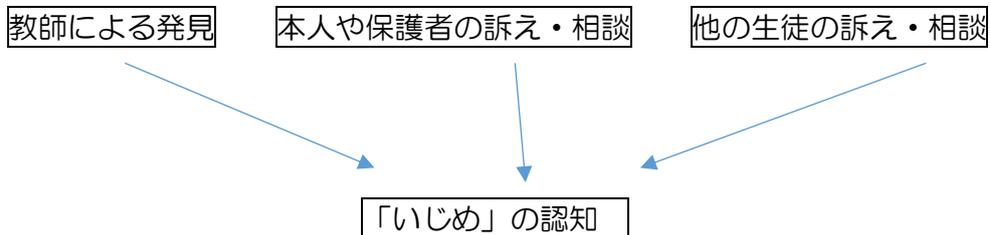
また、5つのレベルに応じた問題行動への対応チャートに従い、どのレベルの段階かをしっかりと判断し対応する。また、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。

- ② 教育委員会(いじめ問題対策委員会)による調査に協力する。

4. 「いじめ」事案への対応

◎ 早期発見に向けて

- 生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- 情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- 生徒との人間関係を深め、生徒の立場に立って相談に応じる
- 被害生徒や保護者の痛みを共感する
- いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- 被害者にも原因があるという見方は厳禁
- いじめの背景にも目を向ける



◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- 関係者からの聴き取り(役割分担し複数対応で行う)

**教員・保護者・加害生徒に対して
被害生徒には状況に応じた対応を行う
情報の整理のため時系列メモを作成する**

- ① 被害の態様(暴力、言葉等)
- ② 被害の状況(時、場所、人数等)
- ③ 集団の構造(被害・加害・傍観)
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害生徒の状況
- ⑥ 加害生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動
 - 生徒に対する質問紙票(アンケート等)を使った調査
 - 確認できた事実関係からいじめ事象の見立て(アセスメント)を行い、指導方針(プランニング)や指導体制を決定

◎ 学校全体での対応

- ・被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- ・被害生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める

具体的援助法を示し、安心感を持たせる

良い点を認め、自信を与える

人間関係の構築

自己理解を深める

- ・加害生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認

不満、不安等の訴えを十分聴く

被害者のつらさに気づかせる

課題を克服するための援助を行う

役割体験などを通して所属感を高める

- ・まわりの生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の生徒への指導

学級や学年全体に対する指導

<連携>

重大事態の発生か否かに関わらず、いじめを認知した場合は直ちに教育委員会への報告、相談する。

◎ 事後の対応

- ・いじめが解消している状態とは、

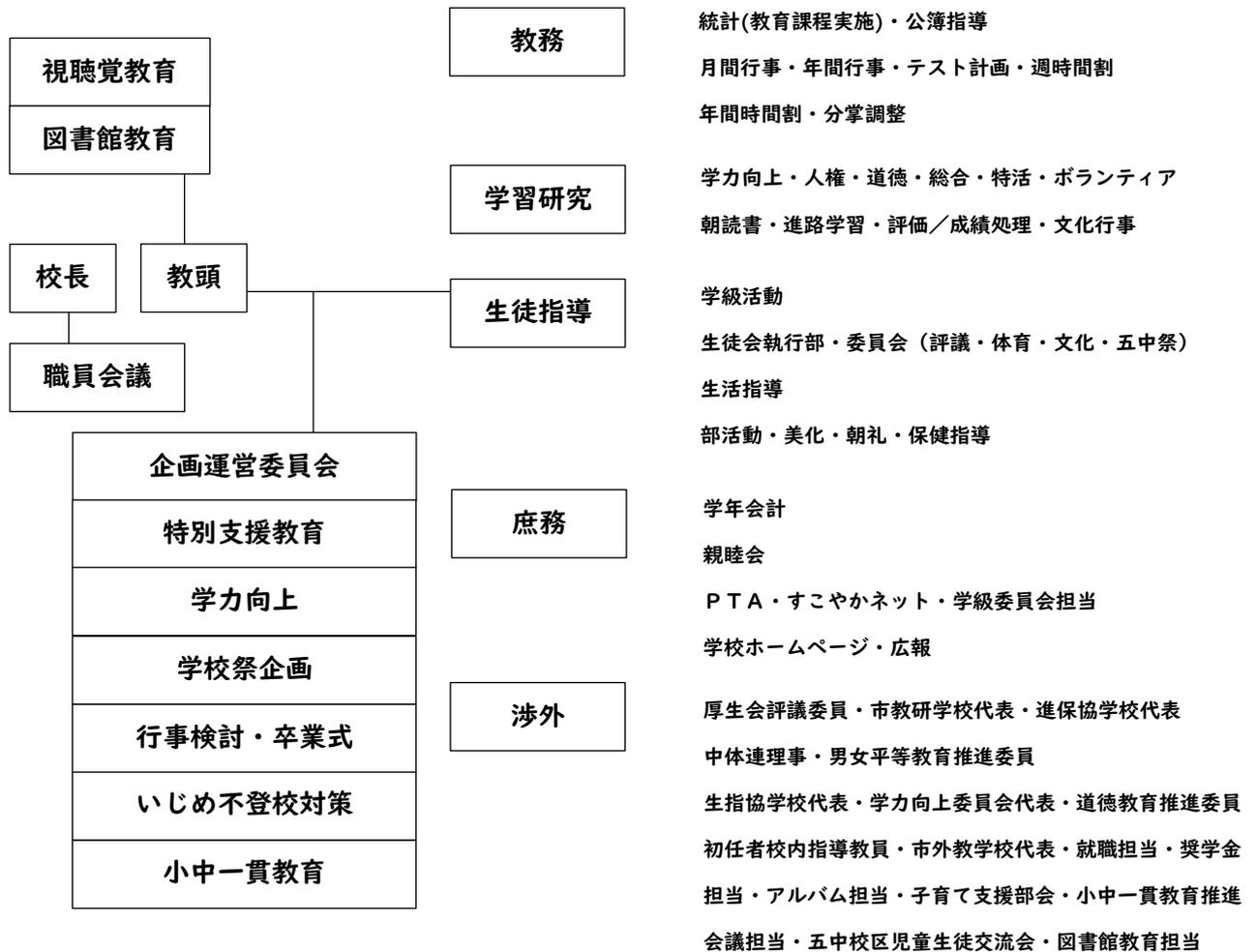
①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。

②被害者が心身の苦痛を受けていない。(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認をする)

という2つの要件を満たしていることを指す。

- ・いじめの解消判断は個人ではなく、いじめ対策委員会で決定する。
- ・被害生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う。
- ・今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する。

《摂津市立第五中学校 校内組織図》



※ 企画運営委員会(職員会議の週の月曜日に開催・いじめ不登校対策委員会(生徒指導係会議)毎週水曜日に定期開催)

- 委員の構成は校長・教頭・首席・各学年主任・生徒指導主事・議案のある主担者とする。
- 検討領域に応じて、各主担者(議案のある主担者)が前もって企画運営委員会(教頭)に議案を提出し、委員会に出席する。
- 教頭は企画運営委員会を開催し、司会・調整の係を務めるものとする。

*主担・・・特別支援教育(特別支援コーディネーター)

いじめ対策・不登校対策(生徒指導主事／児童生徒支援コーディネーター)、
学校祭企画(生徒会担当)、行事検討(管理職)、
道徳・人権教育推進(人権・道徳担当)、小中一貫教育(生徒指導主事)、
人事企画(管理職)、卒業式実行(教務)、学力向上(学力向上担当)

★いじめ不登校対策委員会

*構成・・・校長、教頭、生徒指導主事、首席、指導教諭、各学年生徒指導担当
養護教諭、SC、SSW

*運営・・・毎週水曜日4限目に情報交換。
いじめ、不登校、問題行動について検討。
早期発見、迅速な対応に努める。